

第 26 回岩手県障がい者スポーツ大会運営要項

1 実施期日・競技会場

(1) 5月12日(日)

実施競技	会 場	競技開始時間
ポッチャ競技	ふれあいランド岩手／体育館	10：15

(2) 6月1日(土)

実施競技	会 場	競技開始時間
陸上競技	純情産地いわてトラフィール (岩手県営運動公園／陸上競技場)	10：30
水泳競技	ふれあいランド岩手／プール	11：00
アーチェリー競技	ふれあいランド岩手／アーチェリー場	11：00
卓球競技(一般卓球)	ふれあいランド岩手／体育館	10：00
卓球競技(STT)	ふれあいランド岩手／ふれあいホール	10：00
フライングディスク競技	岩手県営運動公園／補助競技場	10：30
ボウリング競技	盛岡スターレーン	10：00

※遠方参加市町村の参加負担を軽減するため、開閉会式は実施しない。

2 競技主管

岩手陸上競技協会、岩手県水泳連盟、岩手県アーチェリー協会

岩手県ボウリング連盟、岩手県卓球協会、岩手県障がい者フライングディスク協会

3 大会開催可否の判断

大会当日、午前5時に決定する。天候による開催可否については『岩手県障がい者スポーツ協会』ホームページ等にて周知する。なお、荒天時において、屋外実施競技(陸上、アーチェリー、フライングディスク)は中止となることがある。その他の開催可否に関するの情報についても、『岩手県障がい者スポーツ協会』ホームページ等にて周知する。

4 受付

(1) 集合・受付

選手団(市町村)の受付場所は設置しない。選手は、各競技受付場所に集合して、受付を行うこととする。

競技	会場／場所等	受付時間
陸上競技	純情産地いわてトラフィール (県営運動公園陸上競技場／選手招集所)	出場する種目の招集時間に合わせて受付を行う予定。ただし、競技団体との調整により変更する場合があります。
水泳競技	ふれあいランド岩手／スポーツ受付前	
アーチェリー競技	ふれあいランド岩手／アーチェリー場	
卓球競技(一般卓球)	ふれあいランド岩手／体育館	
卓球競技(STT)	ふれあいランド岩手／ふれあいホール	
フライングディスク競技	県営運動公園／補助競技場	
※ボウリング競技	盛岡スターレーン／1階入口付近	

※ボウリング競技については前半・後半の2グループに分けて実施する。
 ※競技日程と輸送バス運行日程は以下のとおり（ボウリング競技参加者用）

第1グループ（午前の部）		第2グループ（午後の部）	
行程	時間（予定）	行程	時間（予定）
輸送バス発（行き） 盛岡駅西口→スターレーン	9：10～9：30 着	輸送バス発（行き） 盛岡駅西口→スターレーン	12：10～12：30 着
受付	9：30～9：55	受付	12：30～12：55
競技時間	10：00～11：15	競技時間	13：00～14：15
輸送バス発（帰り） スターレーン→盛岡駅西口	11：40～12：00 着	輸送バス発（帰り） スターレーン→盛岡駅西口	14：40～15：00 着

(2) 解散

競技終了後、自由解散とする。なお、他の選手の競技応援等については制限しない。

(3) 参加記念品（タオル）の配布

事前に選手の自宅、または選手所属先等に送付することとする。

5 ナンバーカード（ゼッケン）

選手は、主催者から配布されたナンバーカードを着用する。陸上競技、フライングディスク、ボウリング競技は背と胸に、卓球競技は背に、アーチェリー競技は、競技者のクィーバーまたは太ももにつける。なお、水泳競技においては主催者が指定した方法により表示するものとする。

6 表彰

各組1位から3位までにメダルを授与する。なお、陸上競技における視覚障がい者の伴走者およびボッチャ競技におけるランプオペレーターも選手と同様にメダルを授与する。

7 競技上の注意事項

(1) 共通事項

- ①本大会の競技規則については、「全国障害者スポーツ大会競技規則（以下「競技規則」という）及び各競技団体の規則等を準用するほか、必要事項は別に定める。
- ②競技を棄権する場合は欠場届を提出すること。
- ③競技者は各競技の集合時刻までに所定の場所で受付を行い、係員の指示を受けること。
- ④競技者の変更は認めない。
- ⑤競技出場は、原則1人1競技種目とする。ただし、ボッチャ競技については、そのかぎりでない。
- ⑥競技者は競技にふさわしい服装とすること。

(2) 陸上

- ①競技に使用する靴は、（公財）日本陸上競技連盟競技規則の定めるところによる（スパイクピンの数は11本以内で、長さは9mm以下、走高跳、ソフトボール投及びジャベリックスローは12mm以下とする等。）ただし、危険（ケガ）の予防上、裸足での競技参加は認めない。
- ②下肢障がい者が投てきを行う場合は、杖、松葉杖を使用することができる。
- ③セパレートコースの場合、他のコースに入ったときは、失格とされる場合がある。
- ④車いすで50m走に出場する競技者は日常用の車いすを使用すること。
- ⑤車いすで100m以上の種目に出場する競技者は、ヘルメットを着用すること。
- ⑥車いすで800m以上の種目に出場する競技者は、競技用車いす（レーサー）を使用すること。
- ⑦区分24の競技者は、競技エリア内において、アイマスク、又はアイシェードを着用すること。
- ⑧視覚障がい者の伴走者のひもは非伸縮性で50cm以内とし、スタートからゴールまでひもを離さないこと。

⑨跳躍及び投てきは原則として3回の試技を行うが、競技進行により、変更する場合がある。

(3) 卓 球（一般卓球及びサウンドテーブルテニス）

①（公財）日本卓球協会競技規則を準用する。

②ラケットは各自用意する。サウンドテーブルテニスのラケットは木質生地とする。

③視覚障がい区分は、アイマスク、又はアイシェード（以下「アイマスク等」という）の装着の有無により、出場種目を分ける。アイマスク等の着用なしは一般卓球へ、アイマスク等の着用ありはサウンドテーブルテニスに出場できる。

④1ゲームの勝敗は11点先取した者、試合の勝者は、2ゲーム先取した者とする。

(4) アーチェリー

①競技は、個人競技とする。

②用具は各自用意すること。

③下肢障がいがあり、杖、松葉杖、車椅子を常用している者は、これらのものを使用して競技することができる。

④その他、（公社）全日本アーチェリー連盟競技規則に準ずる。

(5) 水 泳

①障害区分22の浮具使用者を除き、競技中、競技者の推進力、浮力、又は耐久力を増すような器具を使用又は着用してはならない。

②競技者は、競泳（水泳）帽を着用すること。

③障害区分23の競技者は、競技中に光を通さないゴーグルを着用し、競技終了まで外してはならない。

④競技者が自己のコースから出たとき、又は他の競技者を妨害したときは失格となることがある。

⑤自由形に限り、プールの底に立つことは失格とならないが、歩くことは許されない。また、競技中にレーンロープを引っ張ってはならない。

⑥全ての障がい区分において、飛込みスタート、又は水中スタートを選択できる。ただし、参加申込時に申告すること。

⑦F I N A公認水着の着用を推奨する。

(6) フライングディスク

①競技に使用する公式ディスクは、主催者で用意する。

②どの種類の投げ方でも認められる。

③その他は、（NPO）日本障害者フライングディスク連盟競技規則に準ずる。

(7) ボウリング

①競技に支障のない服装とし、必ずソックスを履くこと。

②ボウリングシューズ、ボールは各自のものを使用するのが望ましいが、ボウリング場のものを使用してもかまわない。ただし、ボウリングシューズについては有料となる。

③その他、（公財）JAPAN BOWLING 競技規則に準ずる。

8 抗 議

競技上の抗議は、競技規則の定めるところによる。

9 記 録

公式の記録は、岩手県障がい者スポーツ協会のホームページにて公開する。

10 その他

この要項に定めるもののほか、競技運営上必要な事項は、別に定める。